



宮行第128号

平成18年5月12日

宇都宮市国民保護協議会会长 様

宇都宮市長 佐藤栄



宇都宮市の国民の保護に関する計画の策定について（諮問）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年  
法律第112号)第39条第3項の規定に基づき、宇都宮市の国民の保護に関する  
計画の策定について諮問します。

## 諮詢理由

平成16年9月17日に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行されました。

この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、国全体として万全な態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的として制定されたものであります。

これに伴い、市町村は、有事において、この法律に基づき国民の保護のための措置を実施するとともに、平時においても、組織の整備を始めとする有事への備えをすることとなり、これらの措置を円滑に実施するため、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、市町村の国民の保護に関する計画を策定することとされております。

そこで、宇都宮市の国民の保護に関する計画（宇都宮市国民保護計画）の策定に関して、御意見をいただきたく、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第3項の規定に基づき諮詢するものであります。